

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

静岡県中部に位置する島田市の現在の人口は約 98,900 人。平成 7（1995）年の 103,490 人をピークに人口は減少へ転じており、特に、10 代後半から 20 代前半にかけての若年齢層が転出超過となっている。大学進学などをきっかけに、一度市外へ出た若者が戻ってくる割合は高くはない。また、市の面積の半分以上を森林に覆われている当市は、山間部を中心に特に高齢化が進展しており、生産年齢人口の減少が喫緊の課題となっている。

当市は、東海道の宿場町として、また大井川産の木材を中心とした製材、木製品の生産地、茶などの産業の集積地として発展してきた。現在では、豊かな水資源、及び富士山静岡空港や新東名高速道路などの交通アクセスの良さから工場進出も進み、パルプ・紙・紙加工品、生産用機械器具、プラスチック製品、食料品、飲料等の多くの工場が操業している。特に製造業の就業人口が大きく、市内全就業者のうち約 3 人に 1 人（経済センサスより）が製造業に従事している。その基盤を支えているのは従業員 300 人以下の中小企業であり、こと製造業に関しては、市内事業所数の約 98%（工業統計より）を中小企業が占めている。

しかしながら、近年、急速な少子高齢化による労働生産人口の減少をはじめ、企業間競争の激化、経済活動の国際化、消費者の需要の多様化などにより、中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。

当市は、このような状況に置かれている中小企業の振興を図るため、平成 30 年 4 月に「島田市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定した。本条例において、中小企業の振興を本市の重要な施策として位置づけ、総合的に推進し、その活動を支援していくこととした。また、中小企業による創意工夫、及び自主的な努力による経営基盤の強化、並びに経営の革新に努める旨を明文化した。

しかしながら、中小企業の経営の基盤となる保有設備（機械、装置、器具、備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）は老朽化が進んでおり、生産性の向上を阻害する要因となっている。

今後、当市の中小企業が、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等を行わずにいれば、厳しい事業環境に追い込まれることが考えられる。このような状況を乗り越えるため、老朽化が進む中小企業の保有設備を生産性の高い先端設備へと一新させ、中小企業の労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的とし、導入促進基本計画を策定するものである。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定数 25 件/年

平成 28 年度から平成 29 年度の市内償却資産課税決定価格の伸び率が 0 %、平成 29 年度から平成 30 年度の伸び率が 7 %という状況の中、今後 3 年間も現在と同様に積極的な投資が見込まれると想定し、中小企業等経営強化法の認定を受け、平成 29 年度に固定資産税の特例を受けた事業者 23 件に伸び率 7 %を乗じた数とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入促進基本計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

なお、5 年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である 5 年後までの労働生産性向上の目標伸び率は 15%以上、計画期間が 3 年間の場合は 9 %以上の目標伸び率、4 年間の場合は 12%以上の目標伸び率を設定することとする。

また、広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取組みに係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標又は参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

当市の産業構造は、製造業を中心として、日本有数の茶どころとして茶業関連の卸売業・小売業等多岐に渡る。これらの産業に従事する中小企業者の幅広い取組みを促すため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

平成の大合併を経て旧島田市・旧金谷町・旧川根町がひとつとなった当市は、中心市街地から金谷・川根地区の山間部にいたるまで、広域にわたり中小企業者による産業活動が行われている。これら中小企業者による幅広い取組みを促すため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

また、中小企業者における取組については、市の枠を超え、海外市場などを見据えた連携その他の多様な事業活動についても対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業構造は、製造業を中心として、日本有数の茶どころとして茶業関連の卸売業・小売業等多岐に渡る。これらの産業に従事する中小企業者の幅広い取組みを促すため、本計画の対象業種・事業は、当市の全業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかを、中小企業者が選択するものとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

以下の条件に該当する中小企業者である場合、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組である場合は、認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者は、認定の対象としない。